平成２７年（フ）第８７号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉３丁目１番25号
破産者　木田アンドレア　トヨミこと　ＫＩＤＡ　ＡＮＤＲＥＡ　ＴＯＹＯＭＩ
１　決定年月日　平成27年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２９号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地688、前住所岐阜県可児市大森1501番地2974
破産者　三好徳康こと　三好　徳康
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３０号
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地688、前住所岐阜県可児市大森1501番地2974
破産者　三好美智子
１　決定年月日　平成27年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４７号
山形県東田川郡庄内町払田字サビ84番地４
破産者　高田　健一
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２０８号
埼玉県川口市並木元町４番26号　ソレイユ川口202号
破産者　奥田　正人
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
埼玉県北本市深井１丁目18番地２　シティハイムＫＭ203
破産者　常岡　　諭
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７４２号
埼玉県蕨市塚越６丁目22番18号　コーポさつき201号
破産者　坂元　良也
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
富山県黒部市石田963番地２、開始決定時の住所富山県魚津市六郎丸1049番地
破産者　長谷川智秀
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第６号
富山県魚津市六郎丸992　富山労災病院、住民票上の住所富山県魚津市六郎丸1049番地
破産者　長谷川秀夫
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第２０５号
静岡県焼津市相川1070番地の３
破産者　滝井　一幸
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０６号
静岡県焼津市相川1070番地の３
破産者　滝井　春美
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ23―208号
破産者　山之内　勲
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４３号
大阪府守口市西郷通２丁目９―11、住民票上の住所兵庫県芦屋市岩園町49番40号
破産者　大喜　千寛
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１７号
大阪市平野区長吉出戸３丁目３番54号
破産者　長谷川友亮（旧姓前村）
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23―402号
破産者　でやしき整骨院こと　長束　智司
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２７号
大阪府豊中市長興寺北３丁目12番23―402号
破産者　長束　千美
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６７号
大阪府東大阪市小阪２丁目15番14―801号
破産者　東　　泰江
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４１号
大阪市住之江区南港北１丁目25番10―1312号
破産者　船越美千江
１　決定年月日　平成27年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部